



# 金沢市公報

号外第 17 号

平成21年(2009年)5月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	特別職の職員の給与に関する条例等の一部	
条例		を改正する条例	( " ) 1
職員の給与に関する条例の一部を改正する			
条例	(職員課) 1		

## 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年5月29日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第34号

#### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

- 9 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の規定の適用については、第21条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の160、」とあるのは「100分の145、」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第22条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年5月29日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第35号

#### 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改

正する。

附則に次の1項を加える。

11 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第3項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

16 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

(金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第3項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

(金沢市監査委員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市監査委員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第3項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。